

司法修習生に対する給付型の経済的支援を求める会長声明

2016年（平成28年）1月20日

群馬弁護士会会長 橋爪 健

司法制度は、国民の権利を確立、擁護するために国にとって必要不可欠な公共財といえる存在であり、法曹はその担い手です。

国は、高い公共的価値を有する司法制度が十全に機能するよう、国民の需要に応えうる素養と能力を備えた法曹を国費をもって養成するべきであります。このような理念のもとに、かつて我が国においては、終戦直後から60年以上にわたり、司法試験に合格し法曹となるための専門教育を受ける司法修習生に対し、国から給与が支払われてきました。

ところが、2011年11月から、修習期間中に生活費用等が必要な修習生に対しては、その費用を貸与する制度（貸与制）に変更されました。この修習期間の負債に加え、大学や法科大学院における奨学金の債務を負っている修習生も多く、その合計額が極めて多額に上る者も少なくありません。法曹志望者の数は、年々減少の一途をたどっていますが、こうした重い経済的負担が法曹志望者激減の一因となっていることが指摘されているところです。

これは極めて憂慮すべき事態であり、法曹志望者が経済的理由によって法曹への道を断念することのないよう、また、司法修習生が多額の負債に悩むことなく安心して修習に専念できる環境を整えるため、司法修習生に対する給付型の経済的支援（修習手当の創設）が早急に実施されるべきです。

司法修習生への給付型の経済的支援（修習手当の創設）については、これまで日本弁護士連合会・各単位弁護士会に対し、与野党を問わず多

くの国会議員から賛同のメッセージが寄せられていますが、先日、賛同メッセージの総数は、衆参両院の合計議員数717名の過半数である359名を超えるに至りました。メッセージを寄せられた国会議員の皆様に対し、敬意と感謝の意を表する次第です。

賛同メッセージの数が全国国会議員の過半数を超えたことは、立法府において、司法修習生への経済的支援の必要性についての理解が得られつつあるものと考えられます。

また、平成27年6月30日、政府の法曹養成制度改革推進会議が決定した「法曹養成制度改革の更なる推進について」において、「法務省は、最高裁判所等との連携・協力の下、司法修習の実態、司法修習終了後相当期間を経た法曹の収入等の経済状況、司法制度全体に対する合理的な財政負担の在り方等を踏まえ、司法修習生に対する経済的支援の在り方を検討するものとする。」との方針が示されました。

これも、司法修習生に対する経済的支援の実現に向けた大きな一歩と評価することができます。

法務省、最高裁判所等の関係各機関は、有為の人材が安心して法曹を目指せるように、司法修習生に対する経済的支援の実現について、直ちに前向きかつ具体的な検討を開始すべきです。

以 上